



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*87 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

○ 告示

*1454 昭和38年和歌山県告示第525号(和歌山県鳥獣保護員設置規程)の一部改正(環境生活総務課)

1455 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)

1456 生活保護法による指定介護機関の変更(")

1457 土地配分計画の作成(農林水産総務課)

1458 紀の川左岸土地改良区の役員の就退任(農村計画課)

1459 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め(水産振興課)

1460 土地収用法に基づく事業の認定(事業進行課)

1461 道路の区域変更(道路保全課)

1462 新道路の供用開始等(")

1463 道路の区域変更(")

1464 新道路の供用開始等(")

1465 道路の区域変更(")

1466 新道路の供用開始等(")

1467 道路の区域変更(")

1468 新道路の供用開始等(")

1469 道路の区域変更(")

1470 新道路の供用開始等(")

1471 都市計画事業の事業計画の変更認可(道路建設課)

○ 公告

軽油引取税免税証の無効(税務課)

入札公告(総務事務集中課)

平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者(都市政策課)

開発行為の工事の完了(")

規 則

和歌山県規則第87号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則第1号から第8号までの規定中「平成18年3月1日」を「平成19年3月1日」に改める。

本則第9号及び第10号中「平成18年1月1日」を「平成19年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1454号

昭和38年和歌山県告示第525号(和歌山県鳥獣保護員設置規程)の一部を次のように改正する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、保護員が欠けた場合における当該保護員の後任者の任期は、当該保護員の残任期間とする。

第3条を次のように改める。

(定数及び担当区域)

第3条 保護員の定数及びその担当区域は、知事が別に定める。

第5条に次の1項を加える。

2. 保護員でなくなった者は、前項の規定により交付された証票を知事に返還するものとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第1455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	グループホームたかお	紀の川市貴志川町高尾194-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナショートステイサービス	紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナヘルパーステーション	紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナ福祉用具レンタルサービス	紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防福祉用具貸与	平成18.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナデイサービスセンター	紀の川市貴志川町上野山302-1	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	かつらぎ町地域包括支援センター	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	地域包括支援センター	平成18.4.1
有限会社小西医療器店	有田郡湯浅町湯浅1755-7	有限会社小西医療器店	有田郡湯浅町湯浅1755-7	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.11.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	特別養護老人ホームときわ寮川辺園	日高郡日高川町和佐2081-10	介護予防短期入所生活介護	平成18.10.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	特別養護老人ホームときわ寮	日高郡美浜町三尾9	介護予防短期入所生活介護	平成18.10.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	ときわ寮美浜デイサービスセンター	日高郡美浜町三尾9	介護予防通所介護	平成18.10.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	ときわ寮川辺園デイサービスセンター	日高郡日高川町和佐2081-10	介護予防通所介護	平成18.10.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	ときわ寮梅の里デイサービスセンター	日高郡みなべ町滝469	介護予防通所介護	平成18.12.1
御坊日高老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町和田1138-180	特別養護老人ホームときわ寮梅の里	日高郡みなべ町滝469	介護予防短期入所生活介護	平成18.12.1
特定非営利活動法人高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29	高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.27
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナ老人訪問看護ステーション	紀の川市貴志川町上野山302-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成18.4.1
有限会社ファインケア	海南市且来427	サザンクロスかいなん	海南市且来368-3	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人和生福会	海南市孟子709-1	介護老人福祉施設緑風苑	海南市孟子709-1	短期入所生活介護・介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護	平成18.9.1
医療法人南労会	大阪府大阪市港区弁天2丁目1-30	医療法人南労会デイサービスいずみ	橋本市神野々1103	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1

和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしや 倶楽部御坊・日高事業所	御坊市園531-7	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 18.4.1
--------------	------------	----------------------------	-----------	-------------------	--------------

和歌山県告示第1456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項(指定事業所の名称)		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
医療法人南労会	大阪市港区弁天2丁目1-30	医療法人南労会デイケアいずみ	紀和リハビリ倶楽部	橋本市紙野々1103	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 18.11.1

和歌山県告示第1457号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を作成したから、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

土地

地区名	所在地	増反者	
		予定売渡口数	予定売渡面積
貴志川	紀の川市貴志川町大字岸宮字西ノ野1552番2	1口	165㎡

- 理事 早瀬卓二 和歌山市松島353番地
- 理事 前島薫 和歌山市有本350番地
- 理事 乙井忠典 和歌山市鳴神747番地
- 理事 秋月利昭 和歌山市太田498番地
- 理事 井邊敏夫 和歌山市井辺67番地
- 理事 中村和三 和歌山市森小手穂1199番地
- 理事 石井清 和歌山市手平出島39番地
- 理事 三上富生 和歌山市広原570番地
- 理事 栗生稔 和歌山市相坂21番地の1
- 理事 上野芳暉 和歌山市坂田284番地
- 監事 金谷弘敬 和歌山市金谷436番地
- 監事 森下利一 和歌山市栗栖395番地の2
- 監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地

和歌山県告示第1458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 就任した役員

- | 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 鳥居巖 | 和歌山市下和佐6番地 |
| 理事 | 和田敬視 | 和歌山市和田972番地 |
| 理事 | 井口博行 | 和歌山市上三毛1023番地 |
| 理事 | 尾原和昭 | 和歌山市新庄131番地の2 |
| 理事 | 吉川誠紀 | 和歌山市大垣内767番地 |
| 理事 | 木村勇 | 和歌山市和佐関戸384番地 |
| 理事 | 土井實 | 和歌山市井ノ口113番地 |
| 理事 | 楠見多喜夫 | 和歌山市岩橋807番地 |
| 理事 | 臼井貞行 | 和歌山市出島121番地 |

2 退任した役員

- | 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 鳥居巖 | 和歌山市下和佐6番地 |
| 理事 | 笠松太 | 和歌山市神前469番地の4 |
| 理事 | 中畔達夫 | 和歌山市下三毛399番地 |
| 理事 | 尾原和昭 | 和歌山市新庄131番地の2 |
| 理事 | 吉川誠紀 | 和歌山市大垣内767番地 |
| 理事 | 木村勇 | 和歌山市和佐関戸384番地 |
| 理事 | 土井實 | 和歌山市井ノ口113番地 |
| 理事 | 明樂數男 | 和歌山市岩橋1105番地 |
| 理事 | 臼井武夫 | 和歌山市出島60番地 |
| 理事 | 早瀬卓二 | 和歌山市松島353番地 |
| 理事 | 堀田晴彦 | 和歌山市有本429番地 |
| 理事 | 木村一夫 | 和歌山市鳴神15番地の3 |
| 理事 | 秋月利昭 | 和歌山市太田498番地 |
| 理事 | 井邊敏夫 | 和歌山市井辺67番地 |
| 理事 | 石井清 | 和歌山市手平出島39番地 |
| 理事 | 三上富生 | 和歌山市広原570番地 |

理事 栗生稔 和歌山市相坂21番地の1
 理事 和田敬視 和歌山市和田972番地
 理事 宮田美典 和歌山市田尻271番地
 監事 金谷弘敬 和歌山市金谷436番地

和歌山県告示第1459号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105号第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
逢井定置網	逢井漁業協同組合の地区	一般大型定置網漁業(雑魚定置漁業)

和歌山県告示第1460号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 起業者の名称 田辺市
- 2 事業の種類 (仮称)大斎原駐車場整備及び公衆用トイレ設置事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県田辺市本宮町本宮字本町地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成18年10月30日に田辺市から申請のあった(仮称)大斎原駐車場整備及び公衆用トイレ設置事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、世界遺産登録された大斎原を訪れる観光客のための駐車場及び公衆トイレを整備するもので、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設及び法第3条第27号に掲げる地方公共団体が設置する公衆便所に関する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、田辺市一般会計により、すでに財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益については、現状の「大斎原」周辺には駐車場がなく、新たに駐車場及び公衆トイレを設置することにより、現在徒歩により「大斎原」を来訪している訪問者への利便性が向上する他、駐車場や公衆トイレがない関係で来訪を躊躇していた現本宮大社参拝者が「大斎原」を来訪することが容易になる等、世界遺産登録された文化史跡「大斎原」をより多くの方に来訪してもらえるようになり、ひいては本地域の来訪者が増加する等、地域経済や観光に相当の寄与が見込まれることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業計画は、世界遺産「大斎原」に近接していること、事業に必要な面積が確保できること、工事等の容易さ及び環境面等を配慮の上選定した3案により比較検討した結果、社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、生活環境、自然環境、埋蔵文化財への影響が考えられる。しかしながら、起業地周辺は民家、店舗等が存在するが、大規模な工事の必要がなく、また、起業地及びその周辺においても天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物の生息は確認されていないことから、生活環境及び自然環境に対する影響は軽微なものと考えられる。以上により失われる利益は軽微なものとして判断される。

また、本件事業の起業地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定を受けた区域が存在しないことから、埋蔵文化財に対する影響は軽微であると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な駐車場、公衆トイレを設置するものであり、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、大斎原を始め、史跡熊野三山が世界遺産登録され、増加が予想される参詣者、観光客等の利便性を図るため、駐車場及び公衆トイレを整備するものであり、合併後の田辺市の市町村建設計画において、「観光グレードアップ・プロジェクト」として「受け入れ体制の充実」が位置づけられており、観光地におけるトイレや駐車場の整備も具体的な取組として位置づけられていることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条各号に掲げる要件を充足しているものと判断すべきである。以上により、田辺市より申請のあった(仮称)大斎原駐車場整備及び公衆用トイレ設置事業について、法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

田辺市役所 建設部都市計画課
田辺市役所 本宮行政局産業建設課

和歌山県告示第1461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市上芳養字冬木4083番地先から同市上芳養字川原谷3770番1地先まで	旧	3.20 ∩ 9.00	395.00	秋津川田辺線と重用 L=119.00
同上	旧	8.20 ∩ 20.20	392.00	古屋の里新橋 L=28.00 金比羅橋 L=19.50
同上	新	8.20 ∩ 20.20	392.00	古屋の里新橋 L=28.00 金比羅橋 L=19.50

和歌山県告示第1462号

平成18年和歌山県告示第1461号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1463号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養字栗野910番1地先から同市中芳養字鎌代1094番1地先まで	旧	6.30 ∩ 12.00	315.20	
田辺市中芳養字栗野890番1地先から同市中芳養字鎌代1094番1地先まで	旧	8.22 ∩ 23.00	499.60	八幡橋 L=50.00 古井橋 L=23.51 上富田南部線と重用 L=156.00
同上	新	8.22 ∩ 23.00	499.60	八幡橋 L=50.00 古井橋 L=23.51 上富田南部線と重用 L=156.00

和歌山県告示第1464号

平成18年和歌山県告示第1463号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高町大字原谷字大畑1782番14地先から同町大字原谷字大畑1783番22地先まで	旧	4.50 } 20.90	325.00	
日高郡日高町大字上津木字丸畑1232番1地先から同町大字原谷字大畑1783番22地先まで	旧	9.80 } 66.50	558.00	新鹿ヶ瀬トンネル L=336.00
同上	新	9.80 } 66.50	558.00	新鹿ヶ瀬トンネル L=336.00

和歌山県告示第1466号

平成18年和歌山県告示第1465号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 志賀三谷線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字三谷字地藏裏508番1地先から同町大字三谷字堤根1580番1地先まで	旧	3.80 } 14.20	406.30	
伊都郡かつらぎ町大字三谷字地藏裏508番1地先から同町大字三谷字竈門垣内1431番6地先まで	新	12.90 } 14.20	43.80	

和歌山県告示第1468号

平成18年和歌山県告示第1467号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 三谷妙寺停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字三谷字堤根1579番2地先から同町三谷字堤根1579番17地先まで	旧	6.80 } 7.90	14.00	
伊都郡かつらぎ町大字三谷字森之下1497番1地先から同町大字三谷字堤根1579番17地先まで	新	3.80 } 7.90	130.00	

和歌山県告示第1470号

平成18年和歌山県告示第1469号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1471号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 施行者の名称
有田市

2 都市計画事業の種類及び名称
平成12年和歌山県告示第814号有田都市計画道路事業3・6・3号望月港線

3 事業施行期間
平成12年8月29日から平成23年3月31日まで

4 事業地
収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年11月21日以降無効とする。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	船舶	1851494 } 1851495	2枚	平成18年9月15日から 平成19年2月28日まで	和歌山県税事務所	平成18年11月21日

※ 記号番号は、免許証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達案件番号

平成18年度調達案件番号02060000369号

(2) 購入物品の名称及び数量

図書戸棚 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成19年3月5日（月）

(5) 納入場所

県庁南別館（仮称）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「什器」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年12月15日（金）から平成19年1月24日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年1月25日（木） 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年1月25日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使

用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、平成19年1月22日(月)午前9時から同年1月25日(木)午前10時30分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所
5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合は、その者については、別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Book Shelf ; 1Unit

- (2) Time limit for tender : 10 : 35a.m. 25 January 2007

- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-858

5

TEL 073-441-2291

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づき実施した平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

二級建築士試験合格者

受験番号 氏 名

- 5F-10008P 大橋崇弘
- 5F-10093R 西谷翔太
- 5F-10107R 細川路子
- 5F-10123K 小西順子
- 5F-10235K 岩淵泰之
- 5F-10249K 大西泰弘
- 5F-10335M 杉岡由佳子
- 5F-10435P 谷口光
- 5F-10491P 西岡朋美
- 5F-10505P 箕西知弘
- 5F-10535Y 助野理央
- 5F-10547P 松村一央
- 5F-10548R 丸山典久
- 5F-10634K 廣鱒知子
- 5F-10689Y 島村典子
- 5F-10690K 坂上守
- 5F-10714N 西畑敦司
- 5F-10718K 小杉英也
- 5F-10747L 小山和哉
- 5F-10820P 東恒太
- 5F-10850Y 小畑清弘
- 5F-10889N 鳥居享吏
- 5F-20045N 高橋源太郎
- 5F-20059N 木下典子
- 5F-20086M 嶋村淳
- 5F-20145R 原大輔
- 5F-20175K 岡本真城
- 5F-20201R 寺前富美
- 5F-20244Y 桑田綾子
- 5F-20275M 松本辰哉
- 5F-20301K 西本寛史
- 5F-20306R 宮本佳奈
- 5F-20344L 西川剛司
- 5F-20372L 米津正樹
- 5F-20374N 東倫弘
- 5F-20401M 久保博重

5F-20443M 山本恵理

5F-20444N 松下仁志

木造建築士試験合格者

受験番号 氏 名

該当者なし

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市中三谷字菖蒲391番、392番、393番1、393番2、401番、401番1、402番、403番1、403番2、405番1、405番2、405番3 紀の川市中三谷字東馬場脇202番、203番、204番1、水路、里道
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪府吹田市豊津町17番5号 株式会社タガミ 代表取締役 田上礼次郎